

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成27年8月17日

【会社名】 株式会社ゴルフダイジェスト・オンライン

【英訳名】 Golf Digest Online Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 石坂 信也

【本店の所在の場所】 東京都港区虎ノ門三丁目4番8号

【電話番号】 (03)5408-3188

【事務連絡者氏名】 最高財務責任者 酒井 敦史

【最寄りの連絡場所】 東京都港区虎ノ門三丁目4番8号

【電話番号】 (03)5408-3188

【事務連絡者氏名】 最高財務責任者 酒井 敦史

【届出の対象とした募集（売出）有価証券の種類】 株式

【届出の対象とした募集(売出)金額】

一般募集	2,178,403,600円
引受人の買取引受けによる売出し	845,987,000円
オーバーアロットメントによる売出し	471,626,000円

(注) 1 募集金額は、発行価額の総額であり、平成27年8月7日(金)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。
ただし、今回の募集の方法は、引受人が発行価額にて買取引受けを行い、当該発行価額と異なる価額(発行価格)で一般募集を行うため、一般募集における発行価格の総額は上記の金額とは異なります。

2 売出金額は、売出価額の総額であり、平成27年8月7日(金)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

【安定操作に関する事項】

- 1 今回の募集及び売出しに伴い、当社の発行する上場株式について、市場価格の動向に応じ必要があるときは、金融商品取引法施行令第20条第1項に規定する安定操作取引が行われる場合があります。
- 2 上記の場合に安定操作取引が行われる取引所金融商品市場を開設する金融商品取引所は、株式会社東京証券取引所であります。

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	2,032,000株	完全議決権株式で株主の権利に特に制限のない株式。 単元株式数は100株であります。

(注) 1 平成27年8月17日（月）開催の取締役会決議によります。

2 上記発行数は、平成27年8月17日（月）開催の取締役会において決議された公募による新株式発行に係る募集株式数817,300株及び公募による自己株式の処分に係る募集株式数1,214,700株の合計であります。本有価証券届出書の対象とした募集（以下「一般募集」という。）のうち自己株式の処分に係る募集は、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第9条第1号に定める売付けの申込み又はその買付けの申込みの勧誘であります。

3 一般募集及び一般募集と同時にされる後記「第2 売出要項 1 売出株式（引受人の買取引受けによる売出し）」に記載の売出し（以下「引受人の買取引受けによる売出し」という。）に伴い、その需要状況等を勘案し、417,000株を上限として、一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しの主幹事会社であるS M B C日興証券株式会社が当社株主である石坂信也（以下「貸株人」という。）より借り入れる当社普通株式の売出し（以下「オーバーアロットメントによる売出し」という。）を行う場合があります。

オーバーアロットメントによる売出し等の内容に関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照ください。これに関連して、当社は平成27年8月17日（月）開催の取締役会において、一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しとは別に、S M B C日興証券株式会社に割当先とする第三者割当による当社普通株式417,000株の新規発行（以下「本第三者割当増資」という。）を決議しております。その内容に関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 3 第三者割当増資について」をご参照ください。

4 一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容に関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 4 ロックアップについて」をご参照ください。

5 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2 【株式募集の方法及び条件】

平成27年8月25日（火）から平成27年8月28日（金）までの間のいずれかの日（以下「発行価格等決定日」という。）に決定される発行価額にて後記「3 株式の引受け」欄に記載の引受人は買取引受けを行い、当該発行価額と異なる価額（発行価格）で一般募集を行います。引受人は払込期日に発行価額の総額を当社に払込み、一般募集における価額（発行価格）の総額との差額は引受人の手取金とします。当社は引受人に対して引受手数料を支払いません。

(1) 【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
株主割当			
その他の者に対する割当			
一般募集	新株式発行	817,300株	876,185,465
	自己株式の処分	1,214,700株	1,302,218,135
計(総発行株式)	2,032,000株	2,178,403,600	438,092,733

(注) 1 全株式を金融商品取引業者の買取引受けにより募集します。

2 発行価額の総額は、引受人の買取引受けによる払込金額の総額であります。

- 3 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額であり、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額を減じた額とします。なお、一般募集における自己株式の処分に係る払込金額の総額は資本組入れされません。
- 4 発行価額の総額及び資本組入額の総額は、平成27年8月7日(金)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

(2) 【募集の条件】

発行価格(円)	発行価額(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
未定 (注)1、2 発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値(当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値)に0.90~1.00を乗じた価格(1円未満端数切捨て)を仮条件とします。	未定 (注)1、2	未定 (注)1	100株	自 平成27年8月31日(月) 至 平成27年9月1日(火) (注)3	1株につき発行価格と同一の金額	平成27年9月4日(金)

(注)1 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、上記仮条件による需要状況等を勘案した上で、平成27年8月25日(火)から平成27年8月28日(金)までの間のいずれの日(発行価格等決定日)に、一般募集における価額(発行価格)を決定し、併せて発行価額(払込金額であり、当社が引受人より1株当たりの新株式払込金及び自己株式の処分に対する払込金として受取る金額)及び資本組入額を決定いたします。なお、資本組入額は、前記「(1)募集の方法」に記載の資本組入額の総額を前記「(1)募集の方法」に記載の一般募集における新株式発行の発行数で除した金額とします。

今後、発行価格等(発行価格、発行価額、資本組入額、売出価格、引受価額及び引受人の手取金をいい、以下「発行価格等」という。)が決定された場合は、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項(一般募集における新株式発行に係る発行価額の総額、一般募集における自己株式の処分に係る発行価額の総額、発行価額の総額の合計額、資本組入額の総額、差引手取概算額、本第三者割当増資の手取概算額上限、手取概算額合計上限、手取金の使途、引受人の買取引受けによる売出しの売出価額の総額、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額をいい、以下「発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項」という。)について、目論見書の訂正事項分の交付に代え、発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト([URL] http://company.golfdigest.co.jp/news_press/index_ir/)(以下「新聞等」という。)において公表します。なお、発行価格等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。また、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には、目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。

- 2 前記「2 株式募集の方法及び条件」の冒頭に記載のとおり、発行価格と発行価額とは異なります。発行価格と発行価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。
- 3 申込期間については、上記のとおり内定しておりますが、発行価格等決定日において正式に決定します。なお、上記申込期間については、需要状況等を勘案した上で繰り上げることがあります。当該需要状況等の把握期間は、最長で平成27年8月24日(月)から平成27年8月28日(金)までとしておりますが、実際の発行価格等の決定期間は、平成27年8月25日(火)から平成27年8月28日(金)までとしております。

したがって、

発行価格等決定日が平成27年8月25日(火)の場合、申込期間は「自 平成27年8月26日(水) 至 平成27年8月27日(木)」

発行価格等決定日が平成27年8月26日(水)の場合、申込期間は「自 平成27年8月27日(木) 至 平成27年8月28日(金)」

発行価格等決定日が平成27年8月27日(木)の場合、申込期間は「自 平成27年8月28日(金) 至 平成27年8月31日(月)」

発行価格等決定日が平成27年8月28日(金)の場合、上記申込期間のとおり、
となりますので、ご注意ください。

- 4 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものとします。
- 5 申込証拠金のうち発行価額相当額は、払込期日に新株式払込金及び自己株式の処分に対する払込金にそれぞれ振替充当します。
- 6 申込証拠金には、利息をつけません。
- 7 株式の受渡期日は、平成27年9月7日(月)であります。
株式は、受渡期日から売買を行うことができます。
社債、株式等の振替に関する法律の適用により、株式の売買は、振替機関又は口座管理機関における振替口座での振替えにより行われます。

(3) 【申込取扱場所】

後記「3 株式の引受け」欄の金融商品取引業者及びその委託販売先金融商品取引業者の本店並びに全国の各支店及び営業所で申込みの取扱いをいたします。

(4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社みずほ銀行 新橋支店	東京都港区新橋二丁目1番3号

(注) 上記の払込取扱場所での申込みの取扱いは行いません。

3 【株式の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数	引受けの条件
S M B C 日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号	1,219,200株	1 買取引受けによります。 2 引受人は新株式払込金及び自己株式の処分に対する払込金として、払込期日に払込取扱場所へ発行価額と同額をそれぞれ払込むことといたします。 3 引受手数料は支払われません。 ただし、一般募集における価額(発行価格)と発行価額との差額は引受人の手取金となります。
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	508,000株	
株式会社S B I証券	東京都港区六本木一丁目6番1号	304,800株	
計		2,032,000株	

4 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
2,178,403,600	11,988,000	2,166,415,600

- (注) 1 払込金額の総額、発行諸費用の概算額及び差引手取概算額は、一般募集における新株式発行及び自己株式の処分に係るそれぞれの合計額であります。
- 2 引受手数料は支払われないため、発行諸費用の概算額は、これ以外の費用を合計したものであります。また、消費税等は含まれておりません。
- 3 払込金額の総額(発行価額の総額)は、平成27年8月7日(金)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

(2) 【手取金の使途】

今回の一般募集及び本第三者割当増資は、当社グループの持続的な成長のために事業基盤の充実を図る目的で行うものであります。当社グループは将来の成長のため、特に『お客様との接点の充実と販売チャネルの強化』、『マーケティング強化』、『ゴルファーの裾野拡大』に取り組んでおります。

上記差引手取概算額2,166,415,600円は、一般募集と同日付をもって取締役会で決議された本第三者割当増資の手取概算額上限444,426,850円と合わせた手取概算額合計上限2,610,842,450円について、当社グループの将来の成長に向けた取り組みに不可欠なIT基盤を拡充するためのソフトウェア開発等のシステム設備投資資金、ゴルフレッスンスタジオ「GolfTEC by GDO」店舗の出店拡大に係る設備投資資金及び中古ゴルフショップ「ゴルフガレージ」の出店拡大に係る設備投資資金等に充当する予定であります。具体的な資金使途につきましては、次の通り予定しております。

1,907百万円（平成27年12月期に96百万円、平成28年12月期に894百万円、平成29年12月期に917百万円）をソフトウェア開発に係る設備投資資金に充当する予定であります。特に急速に普及しているスマートフォンやタブレット等モバイルデバイスへの迅速なサービス適応は、今後の成長のための必須課題であると当社グループでは捉えており、モバイルサービス最適化のためのシステム改修に充当する予定であります。また、当社グループの強みである顧客データの分析によるマーケティングをより強化するため、データ分析システムの改善、その他既存のシステムの改修を行う予定であります。さらに、当社グループにとってビジネスの基盤であるシステムの安定稼働は今後も重要な課題であり、システムの負荷分散やセキュリティ強化のための対応を行う予定であります。

490百万円を平成29年12月末までに、当社の100%子会社でありゴルフレッスンサービス事業を行っている株式会社GDOゴルフテックへの融資資金に充当する予定であります。当社グループは『お客様との接点の充実と販売チャネルの強化』、『ゴルファーの裾野拡大』という取組みの一環として、平成24年5月からゴルフレッスンサービス事業を開始しております。インターネットチャネルに対してリアルチャネルとして実店舗で行う当該事業は、潜在ゴルファーをゴルフ市場へ誘う入口になるとともに、ITサービスを中心とする当社グループにとって、お客様と直接触れ合える貴重な場となります。また、インドアで行う当該事業は天候等に左右されがちなゴルフ関連事業のボラティリティを安定化させうること等から、当該事業を当社グループの大きな事業軸とするために今回融資するものであります。なお、融資先である株式会社GDOゴルフテックの使途詳細につきましては、次の通りであります。78百万円を平成28年12月期にゴルフレッスンサービス店舗「GolfTEC by GDO」新規出店2店舗に係る設備投資資金に充当、117百万円を平成29年12月期に「GolfTEC by GDO」新規出店3店舗に係る設備投資資金に充当する予定であります。また、295百万円を平成29年12月末までに上記の事業拡大に伴うコーチや新店舗スタッフ増強に係る人件費等の一部に充当する予定であります。

25百万円を平成27年12月末までに、中古ゴルフショップ「ゴルフガレージ」新規出店1店舗（売場面積40～60坪を想定）に係る設備投資資金に充当する予定であります。

残額については、平成29年12月末までに集客及び販売促進を目的とした個別のマーケティング費用に充当する予定であります。

なお、上記手取金は、実際の充当期までは安全性の高い金融商品等で運用する予定であります。

第2 【売出要項】

1 【売出株式(引受人の買取引受けによる売出し)】

平成27年8月25日(火)から平成27年8月28日(金)までの間のいずれかの日(発行価格等決定日)に決定される引受価額にて後記「2 売出しの条件(引受人の買取引受けによる売出し)」に記載の引受人は買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(売出価格、発行価格と同一の価格)で売出しを行います。引受人は受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受けによる売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金とします。売出人は引受人に対して引受手数料を支払いません。

種類	売出数	売出価額の総額(円)	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
普通株式	748,000株	845,987,000	東京都渋谷区 石坂信也 484,000株
			東京都大田区 木村玄一 140,000株
			東京都港区 木村正浩 100,000株
			東京都港区新橋六丁目18番5号 株式会社ゴルフダイジェスト社 14,000株
			東京都目黒区 吉川雄大 10,000株

- (注) 1 一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しに伴い、その需要状況等を勘案し、417,000株を上限として、一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しの主幹事会社であるS M B C日興証券株式会社がオーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。
オーバーアロットメントによる売出し等の内容に関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照ください。
- 2 一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しに関連してロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容に関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 4 ロックアップについて」をご参照ください。
- 3 振替機関の名称及び住所
株式会社証券保管振替機構
東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
- 4 売出価額の総額は、平成27年8月7日(金)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

2 【売出しの条件(引受人の買取引受けによる売出し)】

売出価格 (円)	引受価額 (円)	申込期間	申込 単位	申込 証拠金 (円)	申込受付場所	引受人の住所及び氏名 又は名称	元引受 契約の 内容
未定 (注)1、2 発行価格等 決定日の株 式会社東京 証券取引所 における当 社普通株式 の終値(当 日に終値の ない場合は、その日 に先立つ直 近日の終 値)に 0.90~1.00 を乗じた価 格(1円未 満端数切捨 て)を仮条 件としま す。	未定 (注)1、2	自 平成27年 8月31日(月) 至 平成27年 9月1日(火) (注)3	100株	1株に つき売 出価格 と同一 の金額	右記金融商 品取引業者 及びその委 託販売先金 融商品取引 業者の本店 並びに全国 の各支店及 び営業所	東京都千代田区丸の内 三丁目3番1号 S M B C日興証券株式会社 東京都千代田区大手町一丁目 5番1号 みずほ証券株式会社 東京都港区六本木一丁目6番 1号 株式会社S B I証券	(注)4

(注)1 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、上記仮条件による需要状況等を勘案した上で、平成27年8月25日(火)から平成27年8月28日(金)までの間のいずれの日(発行価格等決定日)に、売出価格を決定し、併せて引受価額(売出人が引受人より1株当たりの売買代金として受取る金額)を決定いたします。

今後、発行価格等(発行価格、発行価額、資本組入額、売出価格、引受価額及び引受人の手取金)が決定された場合は、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項(一般募集における新株式発行に係る発行価額の総額、一般募集における自己株式の処分に係る発行価額の総額、発行価額の総額の合計額、資本組入額の総額、差引手取概算額、本第三者割当増資の手取概算額上限、手取概算額合計上限、手取金の使途、引受人の買取引受けによる売出しの売出価格の総額、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価格の総額)について、目論見書の訂正事項分の交付に代え、発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト([URL] http://company.golfdigest.co.jp/news_press/index_ir/)(新聞等)において公表します。なお、発行価格等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。また、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には、目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。

2 前記「1 売出株式(引受人の買取引受けによる売出し)」の冒頭に記載のとおり、売出価格と引受価額とは異なります。売出価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

3 申込期間については、上記のとおり内定しておりますが、発行価格等決定日において正式に決定します。なお、上記申込期間については、需要状況等を勘案した上で繰り上げることがあります。当該需要状況等の把握期間は、最長で平成27年8月24日(月)から平成27年8月28日(金)までとしておりますが、実際の発行価格等の決定期間は、平成27年8月25日(火)から平成27年8月28日(金)までとしております。

したがって、

発行価格等決定日が平成27年8月25日(火)の場合、申込期間は「自 平成27年8月26日(水) 至 平成27年8月27日(木)」

発行価格等決定日が平成27年8月26日(水)の場合、申込期間は「自 平成27年8月27日(木) 至 平成27年8月28日(金)」

発行価格等決定日が平成27年8月27日(木)の場合、申込期間は「自 平成27年8月28日(金) 至 平成27年8月31日(月)」

発行価格等決定日が平成27年8月28日(金)の場合、上記申込期間のとおり、となりますのでご注意ください。

4 元引受契約の内容

買取引受けによります。

引受手数料は支払われません。

ただし、売出価格と引受価額との差額は、引受人の手取金となります。

各金融商品取引業者の引受株式数

金融商品取引業者名	引受株式数
S M B C 日興証券株式会社	448,800株
みずほ証券株式会社	187,000株
株式会社 S B I 証券	112,200株

5 申込みの方法は、申込期間内に申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものとします。

6 申込証拠金のうち引受価額相当額は、受渡期日に売出人への支払いに充当します。

7 申込証拠金には、利息をつけません。

8 株式の受渡期日は、平成27年9月7日（月）であります。

株式は、受渡期日から売買を行うことができます。

社債、株式等の振替に関する法律の適用により、株式の売買は、振替機関又は口座管理機関における振替口座での振替えにより行われます。

3 【売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）】

種類	売出数	売出価額の総額（円）	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
普通株式	417,000株	471,626,000	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号 S M B C 日興証券株式会社

(注) 1 オーバーアロットメントによる売出しは、一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しに伴い、その需要状況等を勘案して行われる、一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しの主幹会社である S M B C 日興証券株式会社が貸株人より借り入れる当社普通株式の売出しであります。なお、上記売出数は上限の株式数を示したものであり、需要状況等により減少する場合、又はオーバーアロットメントによる売出しが全く行われない場合があります。

オーバーアロットメントによる売出し等の内容に関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照ください。

今後、売出数が決定された場合は、発行価格等（発行価格、発行価額、資本組入額、売出価格、引受価額及び引受人の手取金）及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項（一般募集における新株式発行に係る発行価額の総額、一般募集における自己株式の処分に係る発行価額の総額、発行価額の総額の合計額、資本組入額の総額、差引手取概算額、本第三者割当増資の手取概算額上限、手取概算額合計上限、手取金の用途、引受人の買取引受けによる売出しの売出価額の総額、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額）について、目論見書の訂正事項分の交付に代え、発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト（[URL] http://company.golfdigest.co.jp/news_press/index_ir/）（新聞等）において公表します。なお、発行価格等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。また、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には、目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。

2 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

3 売出価額の総額は、平成27年8月7日（金）現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

4 【売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)】

売出価格 (円)	申込期間	申込単位	申込証拠金 (円)	申込受付場所	引受人の住所及 び氏名又は名称	元引受契約の内容
未定 (注)1	自 平成27年 8月31日(月) 至 平成27年 9月1日(火) (注)1	100株	1株につき 売出価格と 同一の金額	S M B C 日興証券株式会 社及びその委託販売先金 融商品取引業者の本店並 びに全国の各支店及び営 業所		

(注) 1 売出価格及び申込期間については、前記「2 売出しの条件(引受人の買取引受けによる売出し)」において決定される売出価格及び申込期間とそれぞれ同一とします。

2 申込みの方法は、申込期間内に申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものとします。

3 申込証拠金には、利息をつけません。

4 株式の受渡期日は、前記「2 売出しの条件(引受人の買取引受けによる売出し)」における株式の受渡期日と同日とします。

株式は、受渡期日から売買を行うことができます。

社債、株式等の振替に関する法律の適用により、株式の売買は、振替機関又は口座管理機関における振替口座での振替えにより行われます。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

1 株式会社東京証券取引所市場第一部銘柄への指定について

当社普通株式は、本有価証券届出書提出日（平成27年8月17日）現在、株式会社東京証券取引所市場第二部に上場されておりますが、平成27年9月7日（月）に株式会社東京証券取引所市場第一部銘柄に指定される予定であります。

2 オーバーアロットメントによる売出し等について

一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しに伴い、その需要状況等を勘案し、417,000株を上限として、一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しの主幹事会社であるS M B C日興証券株式会社が貸株人より借り入れる当社普通株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）を行う場合があります。なお、当該売出数は上限の株式数を示したものであり、需要状況等により減少する場合、又はオーバーアロットメントによる売出しが全く行われない場合があります。

オーバーアロットメントによる売出しに関連して、S M B C日興証券株式会社が貸株人から借り入れた当社普通株式（以下「借入株式」という。）の返還に必要な株式を取得させるために、当社は、平成27年8月17日（月）開催の取締役会において、S M B C日興証券株式会社を割当先とする第三者割当増資（本第三者割当増資）を行うことを決議しております。

S M B C日興証券株式会社は、借入株式の返還を目的として、一般募集、引受人の買取引受けによる売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間終了日の翌日から平成27年9月25日（金）までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」という。（注））、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数（以下「上限株式数」という。）の範囲内で株式会社東京証券取引所において当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。当該シンジケートカバー取引で買付けられた当社普通株式は借入株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内においても、S M B C日興証券株式会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わない場合、又は上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

また、S M B C日興証券株式会社は、一般募集、引受人の買取引受けによる売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間中、当社普通株式について安定操作取引を行うことがあり、当該安定操作取引で買付けた当社普通株式の全部又は一部を借入株式の返還に充当する場合があります。

S M B C日興証券株式会社は、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数から、安定操作取引及びシンジケートカバー取引により買付けし借入株式の返還に充当する株式数を控除した株式数についてのみ、本第三者割当増資の割当に応じる予定であります。したがって、本第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本第三者割当増資における最終的な発行数が減少する場合、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

S M B C日興証券株式会社が本第三者割当増資の割当に応じる場合には、S M B C日興証券株式会社はオーバーアロットメントによる売出しによる手取金をもとに払込みを行います。

オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出数については、発行価格等決定日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われない場合は、S M B C日興証券株式会社による貸株人からの当社普通株式の借り入れは行われません。したがって、S M B C日興証券株式会社は本第三者割当増資に係る割当に応じず、申込みを行わないため、失権により、本第三者割当増資による新株式発行は全く行われません。また、株式会社東京証券取引所におけるシンジケートカバー取引も行われません。

（注）シンジケートカバー取引期間は、

発行価格等決定日が平成27年8月25日（火）の場合、「平成27年8月28日（金）から平成27年9月25日（金）までの間」

発行価格等決定日が平成27年8月26日（水）の場合、「平成27年8月29日（土）から平成27年9月25日（金）までの間」

発行価格等決定日が平成27年8月27日（木）の場合、「平成27年9月1日（火）から平成27年9月25日（金）までの間」

発行価格等決定日が平成27年8月28日（金）の場合、「平成27年9月2日（水）から平成27年9月25日（金）までの間」

となります。

3 第三者割当増資について

前記「2 オーバーアロットメントによる売出し等について」に記載のS M B C日興証券株式会社を割当先とする本第三者割当増資について、当社が平成27年8月17日(月)開催の取締役会において決議した内容は、以下のとおりです。

- (1) 募集株式の数は、当社普通株式417,000株とします。
- (2) 払込金額は、1株につき、前記「第1 募集要項 2 株式募集の方法及び条件 (2) 募集の条件」において決定される一般募集における発行価額(払込金額)と同一とします。
- (3) 増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。
また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額を減じた額とします。
- (4) 払込期日は、平成27年9月30日(水)とします。

4 ロックアップについて

一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しに関し、売出人である石坂信也、木村玄一、木村正浩、株式会社ゴルフダイジェスト社及び吉川雄大並びに当社株主である伊藤修武は、S M B C日興証券株式会社に対して、発行価格等決定日に始まり、一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しの受渡期日から起算して180日目の日に終了する期間(以下「ロックアップ期間」という。)中は、S M B C日興証券株式会社の事前の書面による承諾を受けることなく、発行価格等決定日に自己の計算で保有する当社普通株式(潜在株式を含む。)を売却等しない旨を合意しております。

また、当社はS M B C日興証券株式会社に対して、ロックアップ期間中は、S M B C日興証券株式会社の事前の書面による承諾を受けることなく、当社普通株式及び当社普通株式を取得する権利あるいは義務を有する有価証券の発行又は売却(本第三者割当増資に係る新株式発行並びに株式分割による新株式発行等及びストックオプションに係る新株予約権の発行を除く。)を行わない旨を合意しております。

なお、上記の場合において、S M B C日興証券株式会社は、その裁量で当該合意内容の一部若しくは全部につき解除し、又はロックアップ期間を短縮する権限を有しております。

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項はありません。

第4 【その他の記載事項】

特に新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出届出目論見書に記載しようとする事項は次のとおりであります。

・表紙に当社のロゴマーク  を記載いたします。

・表紙裏に以下の内容を記載いたします。

- 1 今後、発行価格等（発行価格、発行価額、資本組入額、売出価格、引受価額及び引受人の手取金をいい、以下「発行価格等」といいます。）が決定された場合は、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項（一般募集における新株式発行に係る発行価額の総額、一般募集における自己株式の処分に係る発行価額の総額、発行価額の総額の合計額、資本組入額の総額、差引手取概算額、本第三者割当増資の手取概算額上限、手取概算額合計上限、手取金の使途、引受人の買取引受けによる売出しの売出価額の総額、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額をいい、以下「発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項」といいます。）について、目論見書の訂正事項分の交付に代え、発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト（[URL] http://company.golfdigest.co.jp/news_press/index_ir/）（以下「新聞等」といいます。）において公表します。なお、発行価格等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。また、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には、目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。
 - 2 募集又は売出しの公表後における空売りについて
 - (1) 金融商品取引法施行令（以下「金商法施行令」といいます。）第26条の6の規定により、「有価証券の取引等の規制に関する内閣府令」（以下「取引等規制府令」といいます。）第15条の5に定める期間（有価証券の募集又は売出しについて、有価証券届出書が公衆の縦覧に供された日の翌日から、発行価格又は売出価格を決定したことによる当該有価証券届出書の訂正届出書が公衆の縦覧に供された時までの間）において、当該有価証券と同一の銘柄につき取引所金融商品市場又は金商法施行令第26条の2の2第7項に規定する私設取引システムにおける空売り（注1）又はその委託若しくは委託の取次ぎの申込みを行った投資家は、当該募集又は売出しに応じて取得した有価証券により当該空売りに係る有価証券の借入れ（注2）の決済を行うことはできません。
 - (2) 金融商品取引業者等は、(1)に規定する投資家が行った空売り（注1）に係る有価証券の借入れ（注2）の決済を行うために当該募集又は売出しに応じる場合には、当該募集又は売出しの取扱いにより有価証券を取得させることができません。
 - (注) 1 取引等規制府令第15条の7各号に掲げる、次の取引を除きます。
 - ・先物取引
 - ・国債証券、地方債証券、社債券（新株予約権付社債券及び交換社債券を除きます。）等の空売り
 - ・取引所金融商品市場における立会外売買による空売り
 - 2 取引等規制府令第15条の6に定めるもの（売戻条件付売買又はこれに類似する取引による買付け）を含みます。
- ・表紙の次に、以下の「1. ゴルフ関連市場」から「7. 連結業績等の推移」までの内容をカラー印刷したものを記載いたします。
- ・第一部 証券情報の直前に以下の内容を記載いたします。

本ページ及びこれに続く写真・図表等は、当社グループの概況等を要約・作成したものであります。詳細は、本文の該当ページをご確認下さい。

1. ゴルフ関連市場

当社グループの属するゴルフ市場は、ゴルフ人口の減少に加え、ゴルフプレー料金やゴルフ用品の平均販売単価の下落傾向等から、縮小傾向にあります。一方、インターネット業界においては、モバイル端末の普及が進むと共にインターネットの普及率が上昇し、当社グループのサービスを利用したゴルフプレー者数およびゴルフ用品の購入金額は拡大しております。また、ゴルフ市場におけるゴルファーの需要もインターネット全般及びモバイル端末普及の影響を反映しており、大きく変化し続けています。

※GDOとは、株式会社ゴルフダイジェスト・オンラインの略称です

国内ゴルフ場数とGDO提携コース数の推移



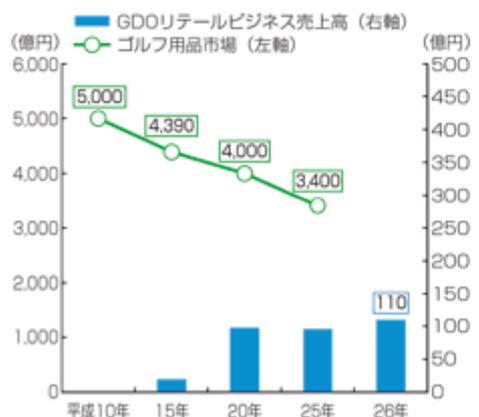
※出典：「ゴルフ場利用税の課税状況から見たゴルフ場の数・利用者数の推移（平成26年10月）」（一般社団法人 日本ゴルフ場経営者協会）

ゴルフ場利用者数の推移



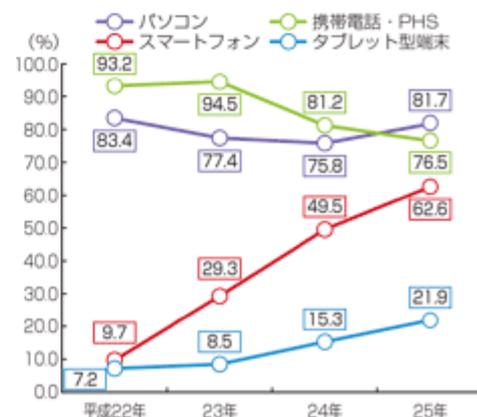
※出典：「ゴルフ場利用税の課税状況から見たゴルフ場の数・利用者数の推移（平成26年10月）」（一般社団法人 日本ゴルフ場経営者協会）

ゴルフ用品市場とGDOリテールビジネス売上高



※出典：「レジャー白書2014」（公益財団法人 日本生産性本部）
 ※平成15年のGDOリテールビジネス売上高は、平成15年6月期のリテールビジネス売上高を記載。

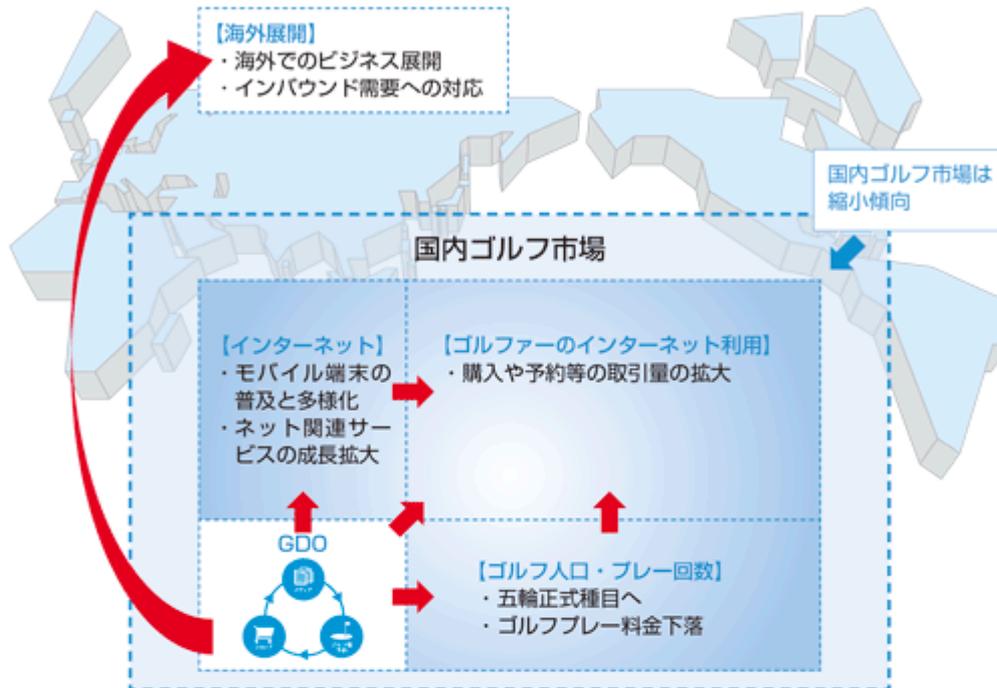
主な情報通信機器の世帯保有状況



※出典：「通信利用動向調査」（総務省）

2. GDOの成長戦略

当社グループは、「ゴルフ専門」であり、かつ「IT企業」であることの強みを生かして、国内外のゴルフ市場において更なる成長拡大を図ってまいります。



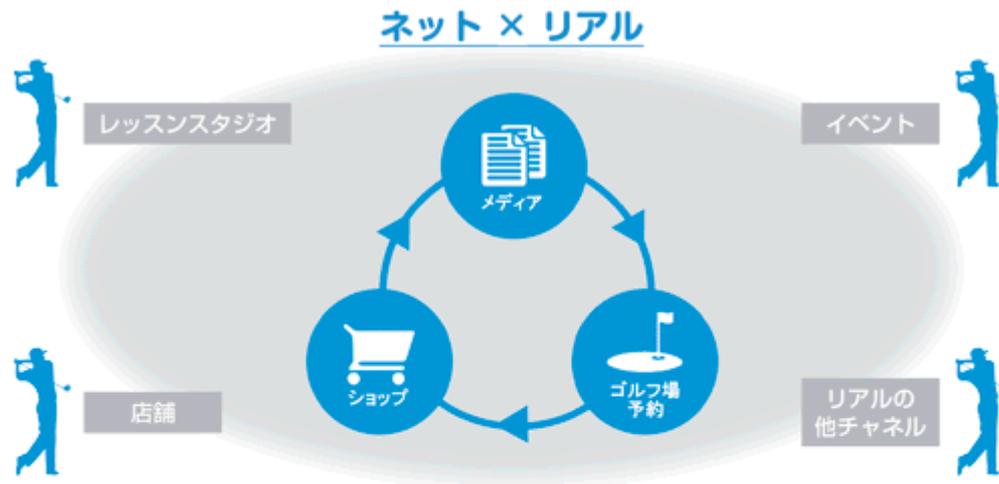
3. ミッション

当社グループは、創業当時から「インターネットを通じて、日本のゴルフに必要な変革をリードする」というミッションを掲げ、その実現に向けて邁進してまいりました。現在では、新たなミッションとして「ゴルフで世界をつなぐ」を掲げ、「リテールビジネス」、「ゴルフ場ビジネス」及び「メディアビジネス」の3事業を展開しております。



4. 事業モデル

当社グループは、「ゴルフ」という分野に特化して、「買いたい&売りたい、予約したい、知りたい」という、ゴルファーのコアニーズに応える3サービスを、一つのWebサイト上に融合し、ゴルファーにワンストップ・ポータルサイトとして提供しております。



5. 事業の概況

リテールビジネス

PC及びモバイルデバイスを含むインターネット上でゴルフ用品・関連商品のEコマースを行う「GDOゴルフショップ」、中古ゴルフ用品の買取り・販売を行う「ゴルフガレージ」を5店舗（平成27年6月末時点）及びゴルフレッスンを行う「GolfTEC by GDO」を5店舗（平成27年7月末時点）運営しております。

ゴルフ用品（新品・中古）ネット販売

中古ゴルフ用品買取・販売

レッスン

GDO[®]ゴルフショップ



・取扱いアイテム数 新品約10万点、中古品約2万点を誇る

Golf Garage
by GDO[®]



・関東近郊に5店舗展開（平成27年6月末時点）。
・店舗、Webサイトでゴルフクラブの売却が可能

golfTEC
by GDO[®]



・米国最大のゴルフレッスンチェーン GolfTEC社と提携し、レッスンノウハウを導入。
・平成27年7月に1店舗新設し、都内に5店舗展開。

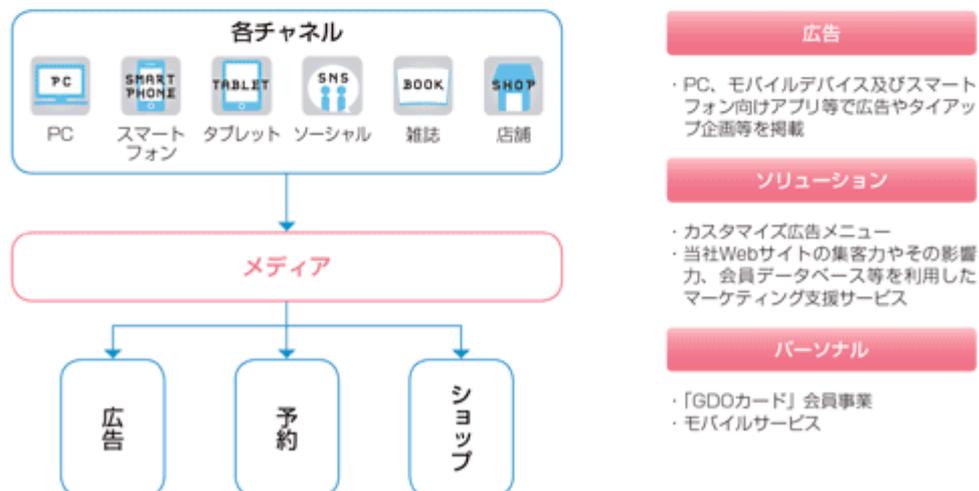
ゴルフ場ビジネス

PC及びモバイルデバイスを含むインターネット上やスマートフォン向けアプリでのゴルフ場予約サービスの他、ゴルフ場が自ら運営するWebサイトからのゴルフ場予約機能や顧客管理機能等を集約したアプリケーション及びゴルフ場基幹業務システムとの連動システムを提供しております。



メディアビジネス

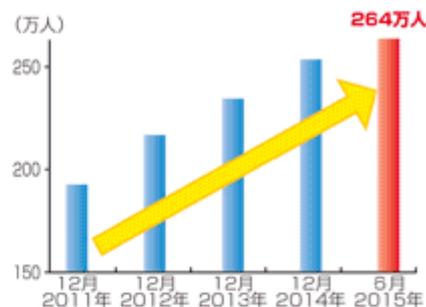
ゴルフ専門のインターネット・メディアとして、ゴルフニュースをはじめとした様々なゴルフコンテンツを総合的に配信する他、ゴルフ場予約やゴルフショップ等、ゴルファーを総合的にサポートしております。



6. 当社の強み

GDOクラブ会員数

当社グループの事業モデルの基盤となる「GDOクラブ会員」数は、生活に浸透するインターネットの拡がりと共に、徹底したお客様志向のサービスを展開することによってゴルファーからの支持を受け、264万人となっております。（平成27年6月時点）



ゴルフ専門の徹底

当社グループは創業以来ゴルフ専門として事業を展開をしていることから、お客様であるゴルファーやゴルフ場に寄り添った多様なサービス展開を図ることができております。この結果、インターネットチャネルを経由した当社グループへの月間平均来訪者数は約500万人、リアルチャネルの月間平均利用者数は約40万人に及んでおり、取扱いゴルフメーカー数は約180、業務提携しているゴルフ場数は全国で1,950コース以上となっております。（平成27年7月末時点）



IT環境の充実

平成23年に主要システムを全面的に刷新し、最先端のIT環境を実装しました。以後、進化し続けるIT技術をタイムリーに的確に取り込み、駆使しております。

ビッグデータや最新のテクノロジーを駆使したマーケティングを実現

お客様にとって利用しやすい売り場の構築

強固なセキュリティと、汎用性のあるオープンなシステムの構築

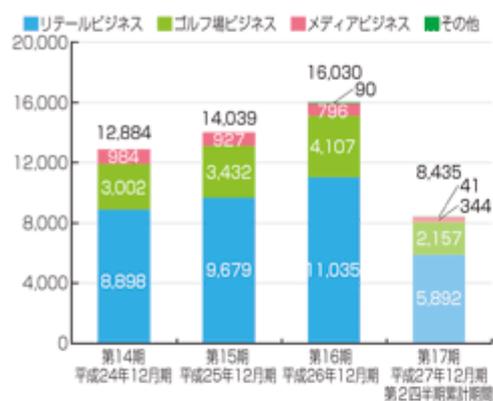
7. 連結業績等の推移

主要な連結経営指標等の推移

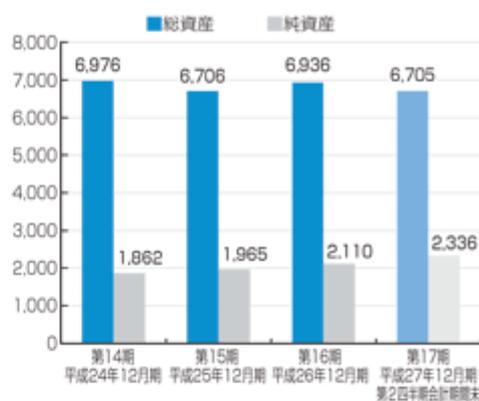
回次		第14期	第15期	第16期	第17期 第2四半期
決算年月		平成24年12月	平成25年12月	平成26年12月	平成27年6月
売上高	(千円)	12,884,922	14,039,271	16,030,510	8,435,930
経常利益又は経常損失(△)	(千円)	△168,067	289,936	437,181	385,296
当期(四半期)純利益又は 当期純損失(△)	(千円)	△65,790	51,682	180,539	180,332
包括利益又は四半期包括利益	(千円)	△154,688	—	182,636	179,497
純資産額	(千円)	1,862,542	1,965,230	2,110,057	2,336,718
総資産額	(千円)	6,976,687	6,706,848	6,936,012	6,705,274
1株当たり純資産額	(円)	126.36	132.17	141.15	—
1株当たり当期(四半期)純利益金額又は 1株当たり当期純損失金額(△)	(円)	△4.46	3.50	12.16	11.82
潜在株式調整後1株当たり 当期(四半期)純利益金額	(円)	—	—	11.81	11.49
自己資本比率	(%)	26.7	29.2	30.3	34.8
自己資本利益率	(%)	△3.4	2.7	8.9	—
株価収益率	(倍)	—	58.9	31.3	—
営業活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	251,159	463,451	1,028,895	550,619
投資活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	△185,487	△81,951	△434,655	△194,071
財務活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	△393,826	△592,658	△403,118	△227,013
現金及び現金同等物の期末 (四半期末)残高	(千円)	705,622	494,464	702,602	832,136
従業員数(外、平均臨時雇用者数)	(人)	274 (99)	280 (115)	289 (139)	—

- (注) 1. 当社は、平成24年7月1日付で、連結子会社であった株式会社インサイトを吸収合併したため、第14期連結会計年度末において連結子会社は存在していません。しかし第14期連結会計年度においては上記の重要な連結子会社が存在していたため、連結財務諸表を作成しております。
2. 第15期は連結財務諸表を作成していませんので、第15期の主要な連結経営指標等の推移は提出会社の経営指標等より記載しております。
3. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
4. 第14期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。また、第15期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。
5. 平成25年7月1日付で株式1株につき100株の株式分割を行っておりますが、第14期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額または1株当たり当期純損失金額を算出しております。
6. 第14期の株価収益率については、当期純損失であるため記載しておりません。

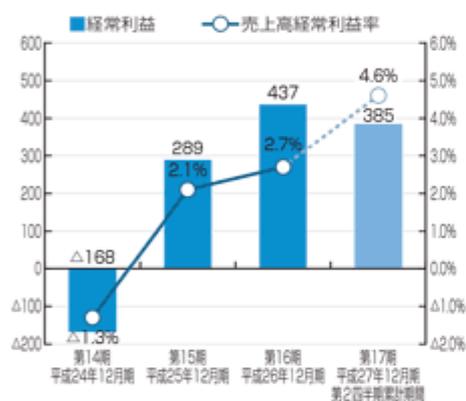
売上高（単位：百万円）



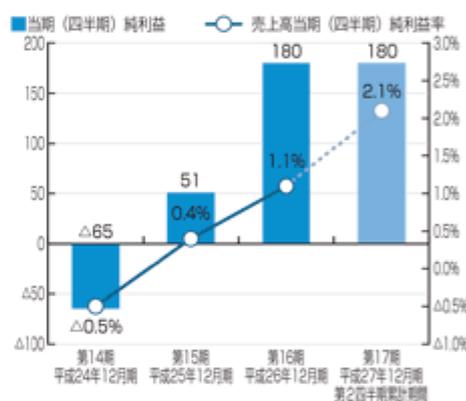
純資産額／総資産額（単位：百万円）



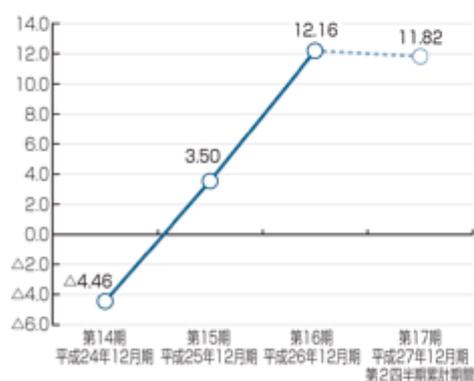
経常利益（単位：百万円）



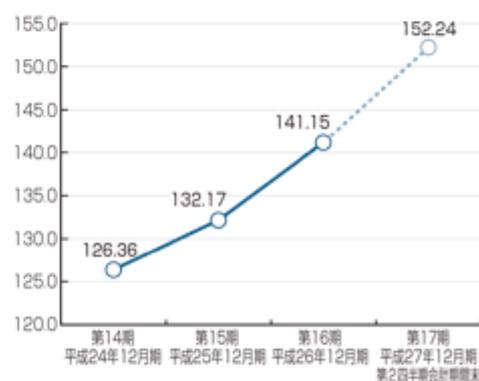
当期（四半期）純利益（単位：百万円）



1株当たり当期（四半期）純利益（単位：円）



1株当たり純資産額（単位：円）

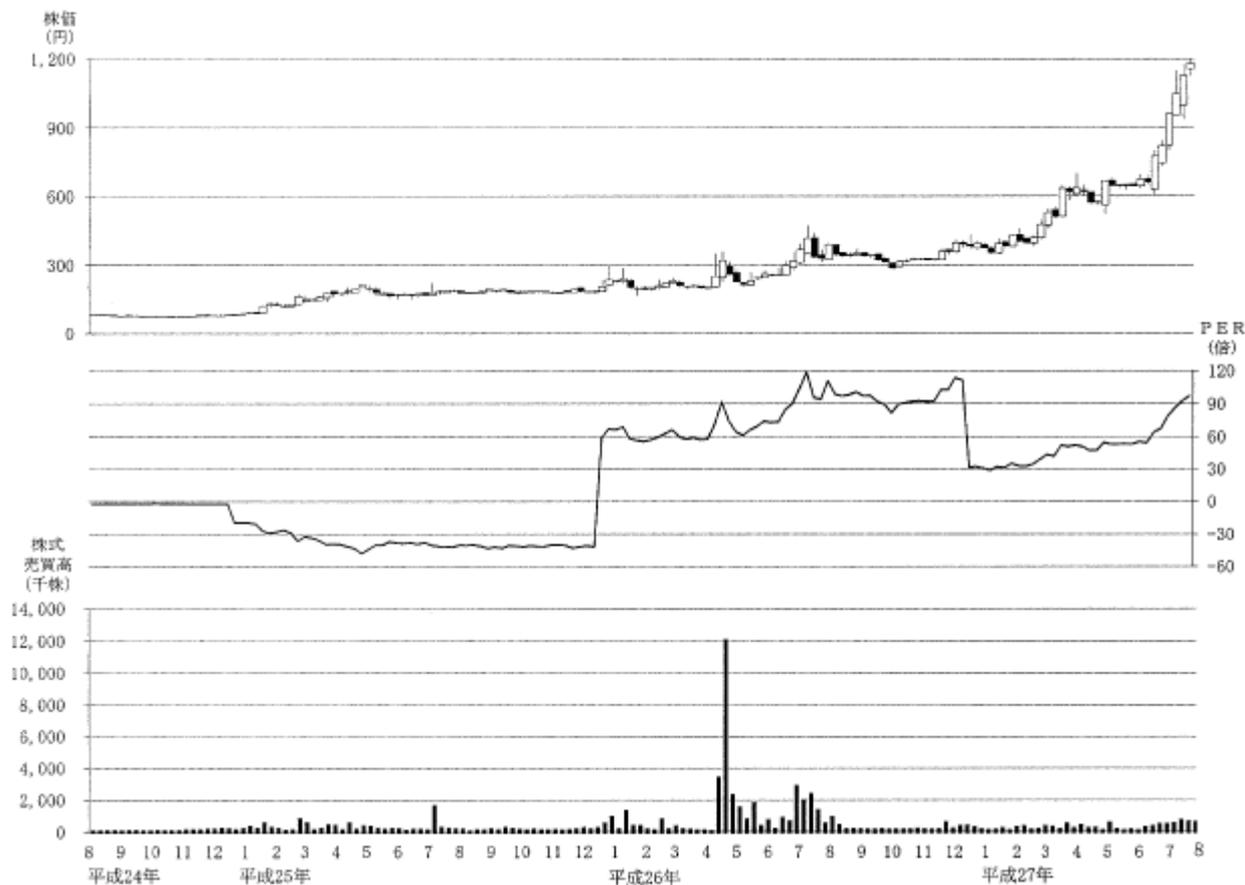


- (注) 1. 当社は、平成24年7月1日付で、連結子会社であった株式会社インサイトを吸収合併したため、第14期連結会計年度末において連結子会社は存在していません。しかし第14期連結会計年度においては上記の重要な連結子会社が存在していたため、連結財務諸表を作成しております。
2. 第15期は連結財務諸表を作成しておりませんので、第15期連結会計年度の主要な連結経営指標等の推移は提出会社の経営指標等より記載しております。
3. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
4. 平成25年7月1日付で株式1株につき100株の株式分割を行っておりますが、第14期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額または1株当たり当期純損失金額を算出してあります。

(株価情報等)

1【株価、P E R 及び株式売買高の推移】

平成24年8月13日から平成27年8月7日までの株式会社東京証券取引所における当社普通株式の株価、P E R 及び株式売買高の推移（週単位）は以下のとおりであります。



- (注) 1 当社は平成25年6月30日（日）を基準日とし、平成25年7月1日（月）を効力発生日として、普通株式1株を100株に分割しておりますので、株式分割の権利落ち前の株価、P E R 及び株式売買高の推移（週単位）については、下記（注）2乃至4記載のとおり、当該株式分割を考慮したものとしております。
- 2 ・ 株価のグラフ中の1本の罫線は、週単位の始値、高値、安値、終値の4種類の株価を表しております。なお、基準日前の株価については、当該株価を100で除した数値を株価としております。
 ・ 始値と終値の間は箱形、高値と安値の間は線で表しております。
 ・ 終値が始値より高い時は中を白ぬき、安い時は中黒で表しております。
- 3 P E R の算出は以下の算式によります。

$$P E R（倍） = \frac{\text{週末の終値}}{\text{1株当たり当期純損益}}$$

平成24年8月13日から平成24年12月31日については、平成23年12月期有価証券報告書の平成23年12月期の連結財務諸表の1株当たり当期純損失を100で除した数値を使用。

平成25年1月1日から平成25年12月31日については、平成24年12月期有価証券報告書の平成24年12月期の連結財務諸表の1株当たり当期純損失を100で除した数値を使用。

平成26年1月1日から平成26年12月31日については、平成25年12月期有価証券報告書の平成25年12月期の財務諸表の1株当たり当期純利益を使用。

平成27年1月1日から平成27年8月7日については、平成26年12月期有価証券報告書の平成26年12月期の連結財務諸表の1株当たり当期純利益を使用。

平成25年12月期は連結子会社が存在していないため、連結財務諸表を作成しておりません。

（平成23年12月期及び平成24年12月期は1株当たり当期純損失を計上しているため、P E R はマイナスとなっております。）

- 4 株式売買高について、株式分割前最終売買日以前は当該株式売買高に100を乗じた数値を株式売買高としております。

2 【大量保有報告書等の提出状況】

平成27年2月17日から平成27年8月7日までの間における当社株式に関する大量保有報告書等の提出状況は、下記のとおりであります。

提出者(大量保有者)の氏名又は名称	報告義務発生日	提出日	区分	保有株券等の総数(株)	株券等保有割合(%)
石坂信也	平成27年2月3日	平成27年2月20日	変更報告書	4,305,800	25.15
石坂信也	平成27年2月16日	平成27年2月23日	変更報告書	4,019,200	23.88
石坂信也	平成27年5月18日	平成27年5月21日	変更報告書	4,019,200	23.88
株式会社ゴルフダイジェスト・オンライン	平成27年2月2日	平成27年7月7日	変更報告書	1,543,102	9.33
株式会社ゴルフダイジェスト・オンライン	平成27年2月3日	平成27年7月7日	変更報告書	1,256,502	7.59

(注) 上記の大量保有報告書等は関東財務局に、また大量保有報告書等の写しは当社普通株式が上場している株式会社東京証券取引所に備置され、一般の縦覧に供されております。

第二部 【公開買付けに関する情報】

該当事項はありません。

第三部 【追完情報】

1 臨時報告書の提出

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第16期事業年度）の提出日（平成27年3月30日）以後、本有価証券届出書提出日（平成27年8月17日）までの間において、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、平成27年3月31日に臨時報告書を関東財務局長に提出しております。

その報告内容は下記のとおりであります。

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成27年3月30日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

イ 株主に対する剰余金の配当に関する事項及びその総額

1株につき金2円50銭

総額37,283,245円

ロ 効力発生日

平成27年3月31日

第2号議案 定款一部変更の件

当社の事業目的を含む定款の一部を変更するものであります。

第3号議案 取締役7名選任の件

取締役として、石坂信也、伊藤修武、吉川雄大、木村玄一、木村正浩、本田隆男、橋岡宏成を選任するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに決議の結果

決議事項	賛成 (個)	反対 (個)	棄権 (個)	可決要件	決議の結果 (賛成の割合) (注) 4
第1号議案 剰余金処分の件	109,828	89	0	(注) 1	99.50%
第2号議案 定款一部変更の件	109,865	53	0	(注) 2	99.53%
第3号議案 取締役7名選任の件				(注) 3	
石坂 信也	109,854	64	0		99.52%
伊藤 修武	109,854	64	0		99.52%
吉川 雄大	109,853	65	0		99.52%
木村 玄一	109,853	65	0		99.52%
木村 正浩	109,853	65	0		99.52%
本田 隆男	109,831	87	0		99.50%
橋岡 宏成	109,852	66	0		99.52%

- (注) 1. 議決権を行使することができる株主の過半数の出席および出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。
2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席およびその議決権の3分の2以上の賛成であります。
3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席および出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。
4. 「賛成の割合」は以下にて算出しております。

$$\text{賛成の割合} = \frac{\text{前日までの事前行使分および当日出席の株主のうち各議案の賛否
に関して確認ができた分の議決権の賛成個数}}{\text{前日までの事前行使分および当日出席の株主の議決権個数}}$$

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分および本総会当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより、各決議事項の可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対および棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

2 事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第16期事業年度）（訂正報告書により訂正された内容を含む。）及び四半期報告書（第17期事業年度第2四半期）（以下「有価証券報告書等」という。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本有価証券届出書提出日（平成27年8月17日）までの間において変更及び追加すべき事項は生じておりません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項については本有価証券届出書提出日（平成27年8月17日）現在においてもその判断に変更はなく、また新たな将来に関する事項もありません。

第四部 【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第16期)	自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日	平成27年3月30日 関東財務局長に提出
有価証券報告書の 訂正報告書	事業年度 (第16期)	自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日	平成27年8月17日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第17期第2四半期)	自 平成27年4月1日 至 平成27年6月30日	平成27年8月11日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用し提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

第五部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部 【特別情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成27年 3月30日

株式会社ゴルフダイジェスト・オンライン
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 山口 光 信 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 柴 田 憲 一 印

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ゴルフダイジェスト・オンラインの平成26年1月1日から平成26年12月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ゴルフダイジェスト・オンライン及び連結子会社の平成26年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社ゴルフダイジェスト・オンラインの平成26年12月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、株式会社ゴルフダイジェスト・オンラインが平成26年12月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成27年 3月30日

株式会社ゴルフダイジェスト・オンライン
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	山	口	光	信	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	柴	田	憲	一	印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ゴルフダイジェスト・オンラインの平成26年1月1日から平成26年12月31日までの第16期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ゴルフダイジェスト・オンラインの平成26年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成27年 8月11日

株式会社ゴルフダイジェスト・オンライン
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 柴 田 憲 一 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 佐 久 間 佳 之 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ゴルフダイジェスト・オンラインの平成27年1月1日から平成27年12月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間(平成27年4月1日から平成27年6月30日まで)及び第2四半期連結累計期間(平成27年1月1日から平成27年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ゴルフダイジェスト・オンライン及び連結子会社の平成27年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。